

第5次千葉県男女共同参画計画 (原案)

令和3年3月

千葉県

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 男女共同参画を取り巻く千葉県の状況	3
第2章 基本計画	12
1 基本理念と計画の目標	12
2 基本目標	12
3 計画の体系	14
4 基本的な課題と施策の方向	15
※基本的な課題1 労働の場における男女共同参画の促進	15
※基本的な課題2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進	20
※基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	24
基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	26
基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備	30
基本的な課題6 生涯を通じた健康づくりの促進	37
基本的な課題7 防災・復興における男女共同参画の促進	38
※基本的な課題8 男女共同参画への意識づくり	40
※基本的な課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	41
第3章 事業計画	44
1 重点的取組	44
2 施策の内容	47
※【基本的な課題1 労働の場における男女共同参画の促進】	
施策の方向① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の 普及促進	47
施策の方向② 雇用の分野における男女共同参画の促進	48

施策の方向③	誰もが健康で安心して働ける環境の整備	49
施策の方向④	農林水産業における男女共同参画の促進	50
施策の方向⑤	自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援	51
施策の方向⑥	意欲と能力を生かす再就職に向けた支援	51
施策の方向⑦	多様な働き方に対する支援	52
※【基本的な課題2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進】		
施策の方向①	子育て・介護への支援	53
施策の方向②	家庭生活における男女共同参画の促進	55
施策の方向③	地域活動における男女共同参画の促進	55
※【基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進】		
施策の方向①	政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	56
施策の方向②	女性の能力発揮への支援	58
【基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重】		
施策の方向①	DV・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆる暴力 の根絶と被害者への支援	58
施策の方向②	性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり	61
施策の方向③	メディアにおける女性や子どもの人権への配慮	63
【基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備】		
施策の方向①	ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている 環境づくり	64
施策の方向②	高齢者・障害者の自立に向けた生活に対する支援	65
施策の方向③	外国人・障害者・高齢者等が安心して暮らせる 環境づくり	66
【基本的な課題6 生涯を通じた健康づくりの促進】		
施策の方向①	生涯を通じた男女の健康支援の推進	68
施策の方向②	妊娠・出産等に関する健康支援	71
【基本的な課題7 防災・復興における男女共同参画の促進】		
施策の方向①	防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた 取組の促進	72
施策の方向②	消防・防災活動における女性の活躍促進	74

※【基本的な課題8 男女共同参画への意識づくり】

施策の方向① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進..... 75

施策の方向② 男女共同参画に関する調査研究、情報の
収集・整備・提供..... 77

※【基本的な課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実】

施策の方向① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の
啓発・推進..... 77

施策の方向② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす
教育・学習の充実..... 78

※第4章 推進体制..... 80

1 様々な主体との連携..... 80

2 計画の適正な進行管理..... 81

参考資料..... ●

男女共同参画社会基本法..... ●

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律..... ●

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約..... ●

国の第5次男女共同参画基本計画の概要..... ●

男女共同参画に関する国内外の動き..... ●

注：「第3章 事業計画」に記載されている課名は、令和2年度組織改正後の課名
を使用しています。

※は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第1項の規定に基づく本県における
推進計画に該当する部分

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成13年3月に、男女共同参画社会基本法(以下、「基本法」という。)に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定、平成28年3月には現行計画である「第4次千葉県男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

第4次男女共同参画計画では、ワーク・ライフ・バランス^{※1}の普及促進や子育て介護への支援等に重点的に取り組み、働く女性は増加したものの、M字カーブ^{※2}の傾向は依然として見られます。

また、令和元年度に実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(以下、「令和元年度県民意識調査」という。)では、県内の女性の約3人に1人、男性の約4人に1人が配偶者等への暴力(ドメスティック・バイオレンス^{※3}以下、「DV」という。)を受けたことがあると回答しています。平成30年度の県及び市町村におけるDVに関する相談件数は13,880件で、平成26年度の15,187件と比べると減少していますが、未だ高い水準を推移しています。

令和元年には、県内で、家庭内での児童虐待、特に「しつけと称する体罰^{※4}」による痛ましい死亡事件等が発生しました。配偶者等からの暴力や性犯罪・性被害は女性に対する人権侵害であり、絶対許されないこととして、各関係機関が連携して強力に取り組む必要があります。DVについては児童虐待との関連が深く、対応に当たっては、関係機関が連携することが重要であり、児童虐待の中でも、「しつけと称する体罰」について、より重点的に取り組む必要があります。

災害については、これまでも、「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進」を掲げ、その基盤づくりに取り組んでまいりましたが、令和2年度に県の地域防災計画において、防災・復興における男女共同参画の促進を明記したことにより、「安心安全に暮らせる社会づくり」を基本目標として、国や市町村・男女共同参画センターとも連携し、取組を進めることが重要です。

第4次計画の策定から5年が経過し、この間、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や社会・経済情勢の急速な変化、令和元年房総半島台風や集中豪雨等の頻発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大などにより、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。今後これらの変化に対応し、誰一人取り残さない、持続可能な社会を実現するためには、男女が自らの主体的な選択に基づき、あらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保されること、とりわけ、

意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であり、女性の活躍は、地方創生に当たっても重要となります。

本県では、これまでの取組の課題を踏まえ、さらに新たな課題や社会状況の変化に対応するため、第5次千葉県男女共同参画計画を策定することとしました。本計画は、SDG s の考え方を踏まえ、取組を加速していくものです。

<SDG s とは>

「SDG s」とは、「持続可能な開発目標」(SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS)のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標である。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。

国のSDG s 推進本部が令和元年(2019年)に決定した「SDG s 実施指針改定版」では、地方自治体の様々な計画にSDG s の要素を反映すること等が期待されている。



※1 ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされ、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれる。

※2 M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。国際的にみると、台形型に近い国が多い。

※3 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・パートナーの関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

※4 しつけと称する体罰

親などによる体罰の禁止を盛り込んだ改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が、令和元年4月に施行された。法律に体罰禁止が明記された。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく法定計画であり、本県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、この計画では、女性の職業生活における活躍を進めるための取組を盛り込んでいるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく本県における推進計画としても位置付けます。

※推進計画の該当部分

・第2章及び第3章 基本的な課題 1、2、3、8、9 ・第4章

- (2) この計画は、千葉県総合計画や本県の関連諸計画との整合性を図りながら、本県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

3 計画の期間

この計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

4 男女共同参画を取り巻く千葉県の状況

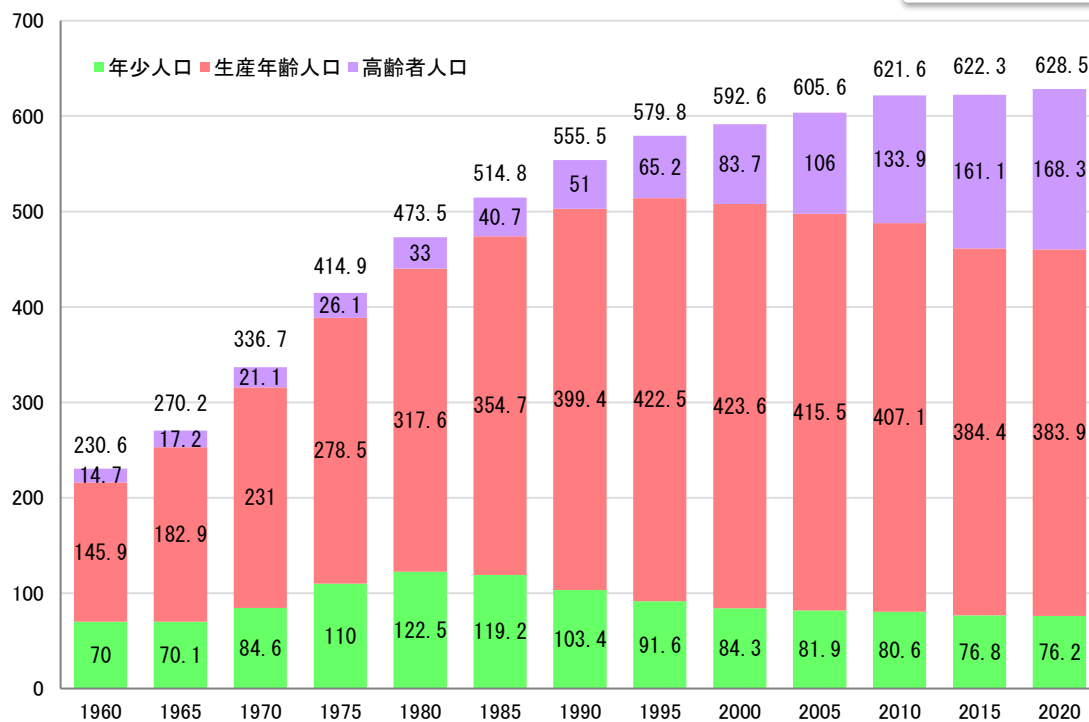
(1) 総人口の推移

本県の総人口は、1970年から2020年の50年間で約2倍に増加しており、2020年時点においてもゆるやかに増加しています。生産年齢人口（15歳～64歳までの人口）については、2000年まで増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じています。年少人口（0歳～14歳までの人口）については、1970年代の第二次ベビーブームの影響等により1980年まで急増したものの、その後減少傾向に転じ、2005年以降は高齢者人口を下回っています。一方、高齢者人口（65歳以上の人口）については、生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均寿命が延びたことから、一貫して増加を続けています。

このように、総人口が増加傾向にある中、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向にあるなど、年齢3区分別の人口構成は大きく変化してきています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移(千葉県)

新規追加



資料：総務省「国勢調査」。2020年は「千葉県毎月常住人口調査」（6月1日現在）の人口を「千葉県年齢別・町丁字別人口」（平成31年4月1日現在）の年齢別人口比率を用いて按分し算出。

(2) 少子高齢化の進展、労働力人口の減少

本県においては、地方創生に係る「千葉県地方創生『総合戦略』」に併せ、「千葉県人口ビジョン」を策定し、県民の希望がかなえられた場合などにおける将来人口の試算等を複数パターン示しています。

いずれの試算結果においても、将来人口は、2020年（令和2年）と2060年（令和42年）を比較すると減少する見込みであり、また、年齢区分別にみると、65歳以上の人口が増加となる一方で、生産年齢人口（15～64歳）は減少となるなど、人口構造が大きく変化することを示しています。

<試算条件>

※内閣府地方創生推進室「地方人口ビジョンの策定のための手引き（令和元年 12 月版）」参照（令和元年 12 月 20 日付閣副第 769 号・府地創第 118 号、内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官及び内閣府地方創生推進室長 通知）

【将来人口推計】（社人研推計準拠）

社人研では、主に 2010 年から 2015 年の人口の動向を基本とし、移動率は足元の傾向が続くと仮定して人口を推計しているが、本県の当該期間における人口の動向は 2011 年に発生した東日本大震災の影響を大きく受けていることから、推計に当たっては、2015 年から 2020 年の動向も踏まえた上で、社人研の推計方法に準拠し、内閣府提供資料を用いて 2060 年まで試算。

【シミュレーション①】

合計特殊出生率が 2030 年に 1.8、2040 年に 2.07 まで上昇した場合（国のシミュレーションを準用）。

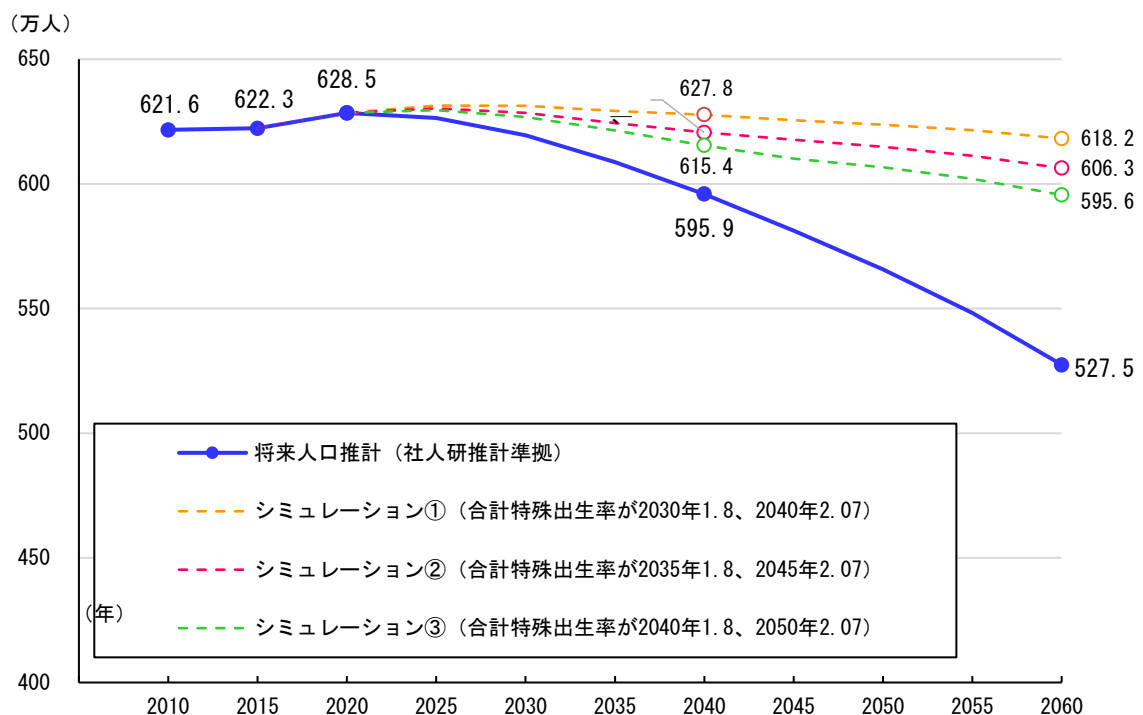
【シミュレーション②】

合計特殊出生率が 2035 年に 1.8、2045 年に 2.07 まで上昇した場合（国のシミュレーションを準用）。

【シミュレーション③】

合計特殊出生率が 2040 年に 1.8、2050 年に 2.07 まで上昇した場合（国のシミュレーションを準用）。

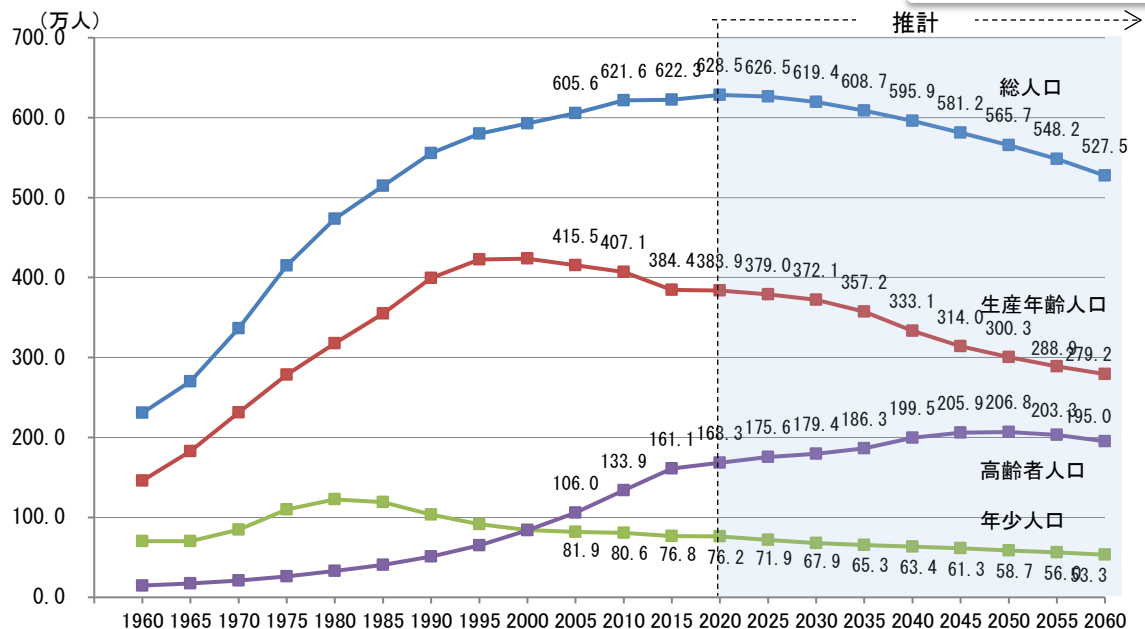
将来人口の試算結果（千葉県）



※2010 年及び 2015 年は総務省「国勢調査」。2020 年は「千葉県毎月常住人口調査」（6 月 1 日現在）。2040 年及び 2060 年の将来人口推計及び各年のシミュレーション結果は、社人研の推計方法に準拠し、2020 年までの人口の動向を踏まえ、内閣府提供資料を用いて試算。

総人口及び年齢3区分別人口の推移(千葉県)

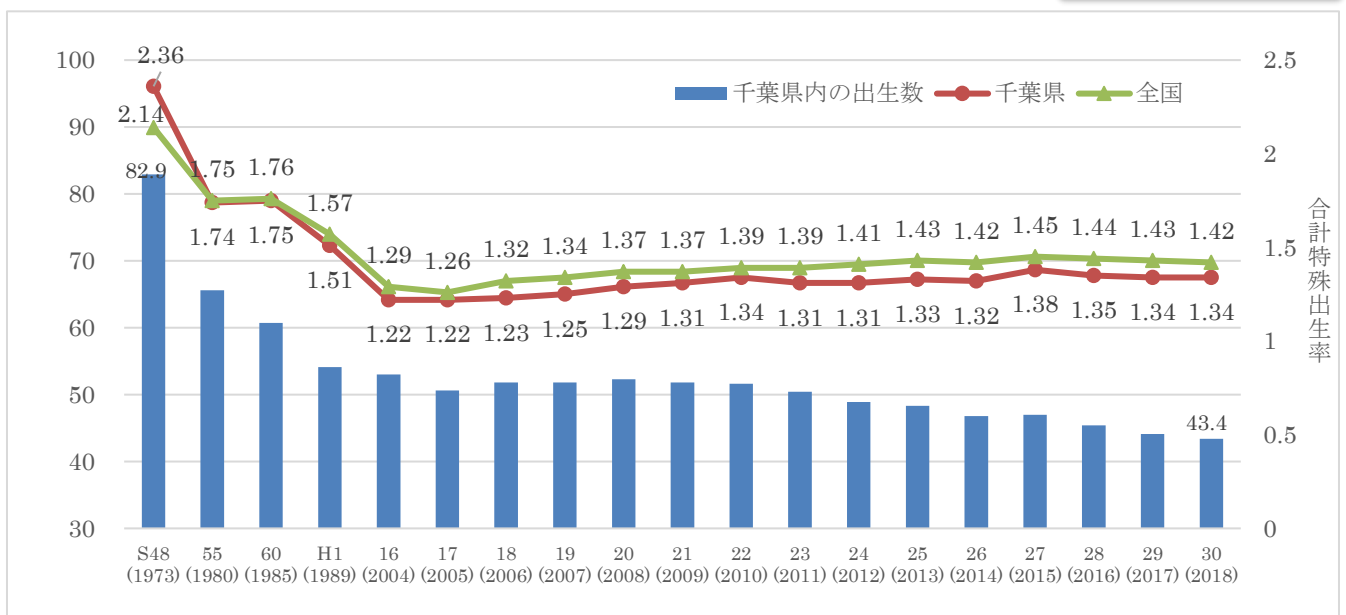
新規追加



資料：1960～2015年は総務省「国勢調査」。2020年は「千葉県毎月常住人口調査」（6月1日現在）の人口を「千葉県年齢別・町丁字別人口」（平成31年4月1日現在）の年齢別人口比率を用いて按分し算出。2025～2060年は、社人研の推計方法に準拠し、2020年までの人口の動向を踏まえ、内閣府提供資料を用いて試算。
(端数処理の関係で、3区分の和が、総人口に一致しないことがある。)

出生数と合計特殊出生率の推移(千葉県・全国)

新規追加

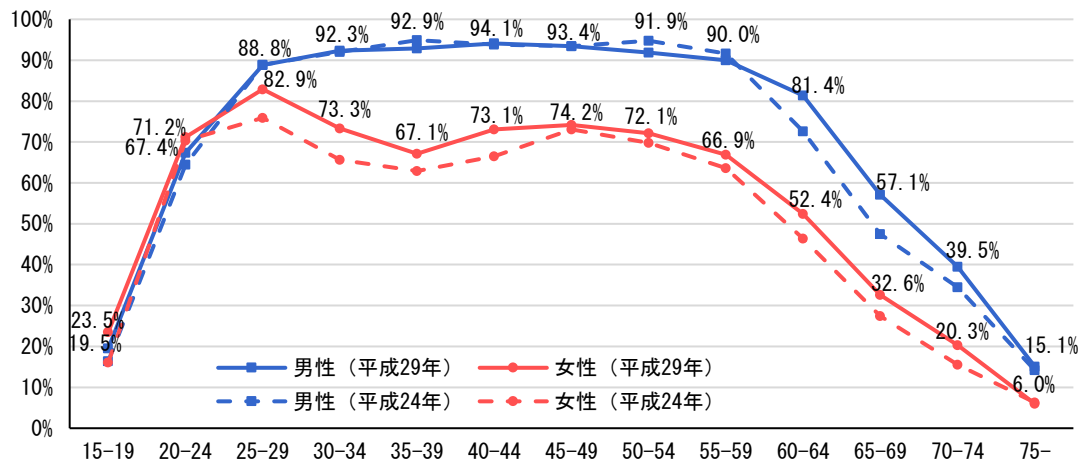


資料：人口動態統計（厚生労働省）

(3) 男女の労働の状況

男性の有業率は、40～44歳の94.1%をピークに、30～59歳の全年齢階級において90%を超えています。平成24年と平成29年の女性の有業率を比較すると、75歳以上を除いた全年齢階級で上昇しているものの、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」の傾向が依然として見られます。

年齢階級別男女別有業率及び就業希望率の推移(千葉県)

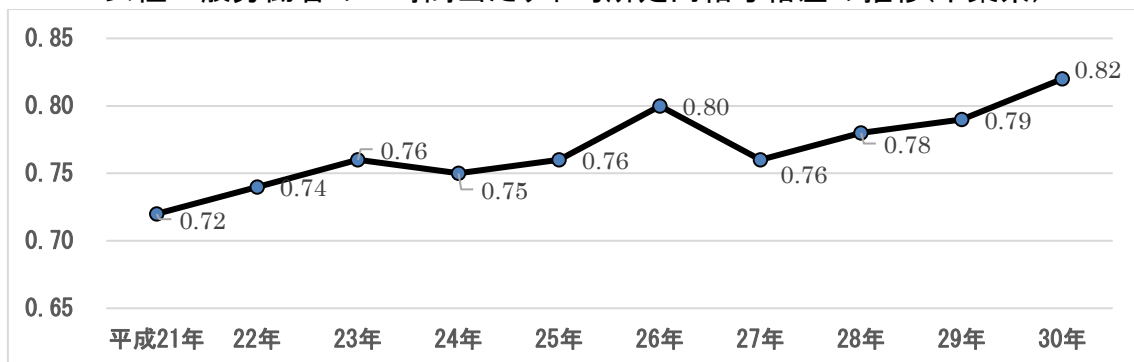


資料：総務省「就業構造基本調査」(平成29年10月1日現在)

注：年齢階級別就業希望率＝無職者のうち何か収入になる仕事をしたいと思っている者(年齢階級別)/総人口(年齢階級別)

平成30年の女性一般労働者の給与水準は男性一般労働者の0.82と低く、賃金格差は解消されていません。

女性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移(千葉県)



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

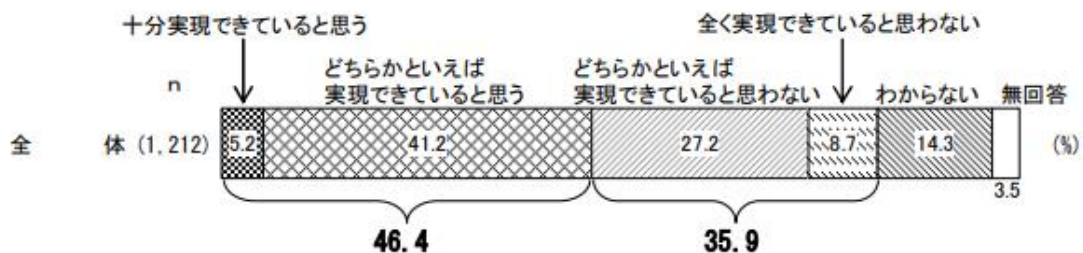
注1：一般労働者とは、短時間勤務者以外の者をいう。

注2：男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を1として、女性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したもの。

(4) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)をめぐる現状

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現度を調査したところ、「十分実現できていると思う」(5.2%)と「どちらかといえば実現できていると思う」(41.2%)を合わせた『実現できている(計)』(46.4%)が4割台半ばとなっています。一方、「どちらかといえば実現できていないと思う」(27.2%)と「全く実現できていないとは思わない」(8.7%)を合わせた『実現できていない(計)』(35.9%)が3割台半ばという回答結果でした。

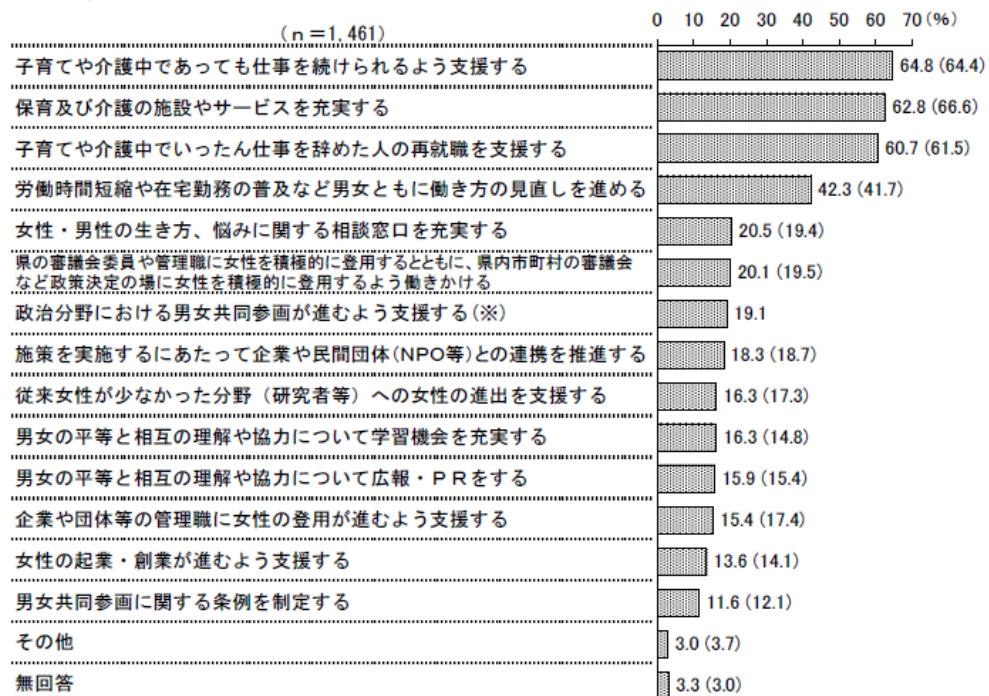
ワーク・ライフ・バランスの実現度(千葉県)



資料：千葉県「第57回県政に関する世論調査」(令和元年)

男女共同参画社会を実現するための行政の取組について聞いたところ、男女ともに、「子育てや介護中でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」といった仕事と生活の両立に関する施策が上位を占めています。

男女共同参画社会を実現するための行政の取組(千葉県)



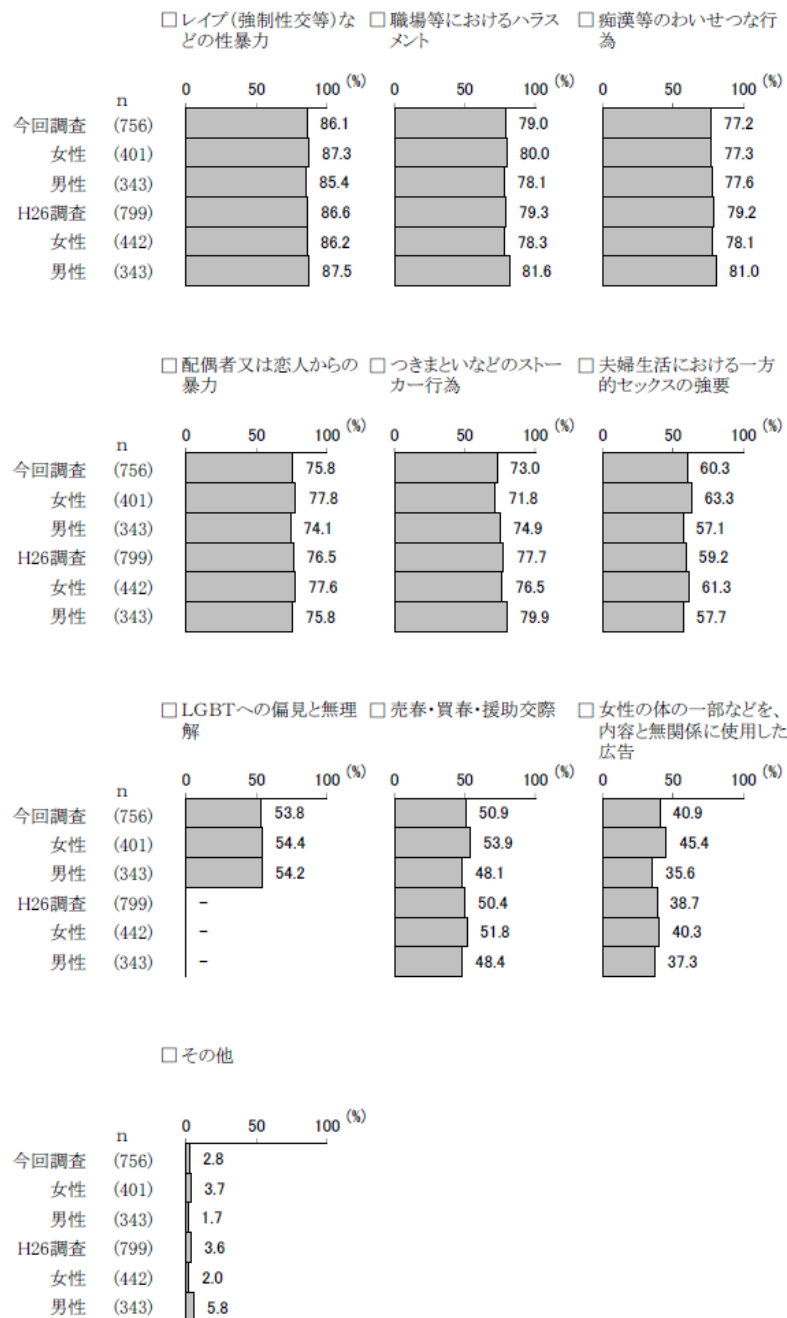
資料：千葉県「第58回県政に関する世論調査」(令和元年)

(5) 人権侵害についての意識

「人権が侵害されていると感じること」については、「レイプ（強姦性交等）などの性暴力」（女性 87.3%、男性 85.4%）が最も多く、続いて「職場等におけるセクシュアルハラスメント」（女性 80.0%、男性 78.1%）となっています。

令和元年から新規で調査した項目「LGBTへの偏見と無理解」については、全体で 53.8%（女性 54.4%、男性 54.2%）という結果でした。

人権が侵害されていると感じること（千葉県）



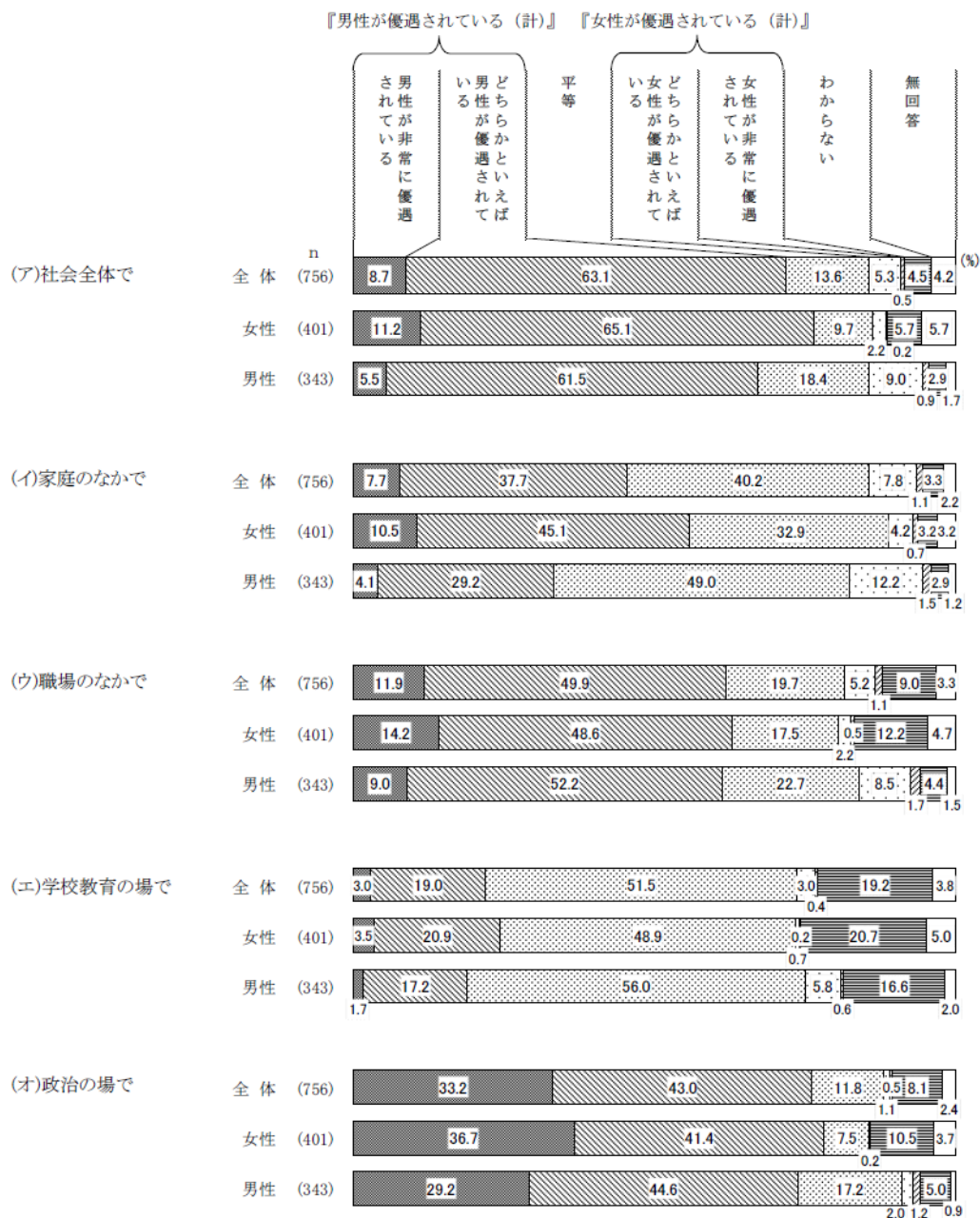
資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（令和元年）

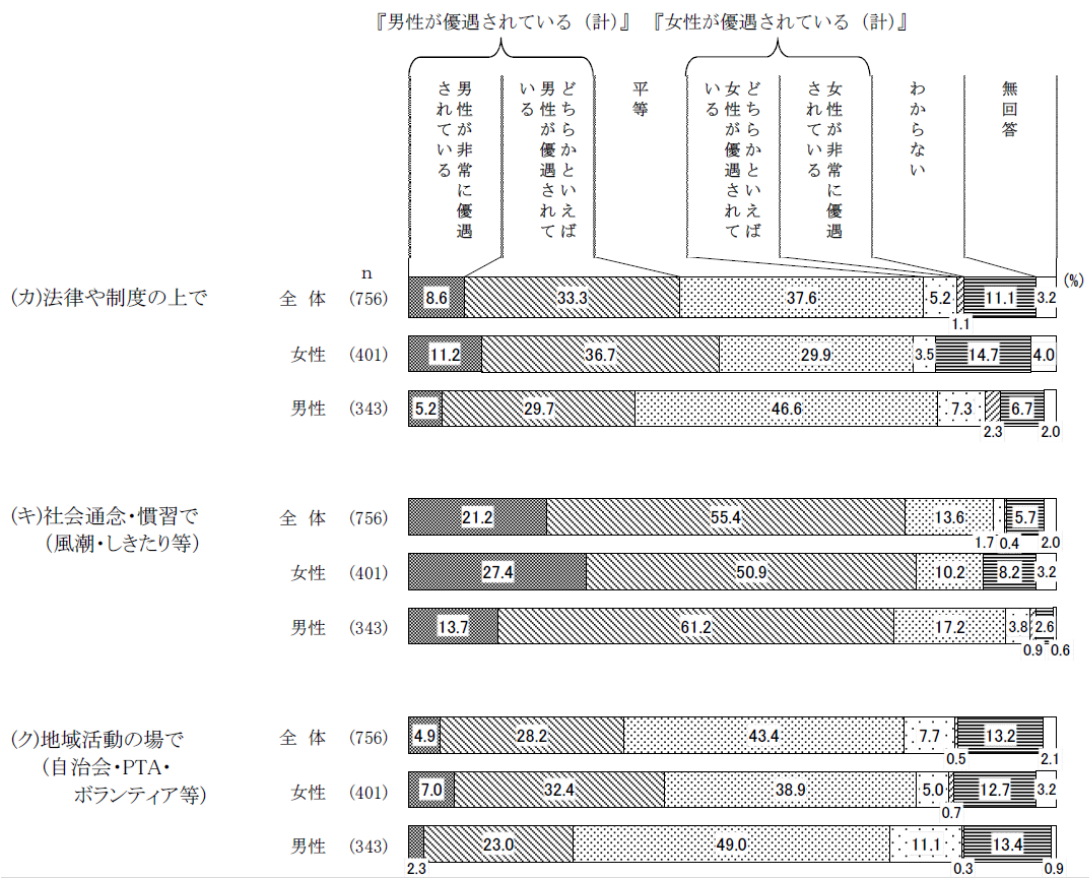
（６）男女の平等意識

男女平等意識について聞いたところ、どの分野においても、『男性が優遇されている（計）』が『女性が優遇されている（計）』を上回っている。特に、『男性が優遇されている（計）』分野は、“（キ）社会通念・慣習で（風潮・しきたり等）”が最も高く、次いで“（オ）政治の場で”、“（ウ）職場のなかで”の順となっています。

「平等」と思う分野は、“（エ）学校教育の場で”が最も高く、次いで“（ク）地域活動の場で（自治会・PTA・ボランティア等）”、“（イ）家庭のなかで”の順に高く、“（オ）政治の場で”が最も低い状況です。

社会の様々な分野における男女の平等意識(千葉県)





資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（令和元年）

